

○熊本市障害者施策推進協議会条例〔障がい保健福祉課〕

平成 23 年 12 月 19 日

条例第 77 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)の規定に基づき、熊本市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 協議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 社会福祉に関し学識経験のある者
- (3) 障害者の福祉に関する事業に従事する者及び障害者
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 4 条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、健康福祉局において処理する。

(平 28 条例 6 ・ 一部改正)

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 24 日条例第 6 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。